

参考表「滋賀県道路構造条例」と「近江の道づくりルール」および「道路構造令の解説と運用」の関係

分類	項目	道路構造令 (県管理国道が対象)	滋賀県道路構造条例 (県道が対象)	ページ	
				近江の 道づくりルール	道路構造令の 解説と運用
趣旨	この政令の趣旨	第1条	第1条	P1	P41～P43
	用語の定義	第2条	第2条	—	P44～P52
道路の区分、設計車両、 建築限界、設計速度	道路の区分	第3条	第3条	P4	P117～P127
	設計車両	第4条	—	—	P154～P169
	建築限界	第12条	—	—	P276～P281
	設計速度	第13条	第16条	P5	P143～P146
	車線等	第5条	第4条	P5, P24	P176～P189
	車線の分離等	第6条	第5条	P17	P189～P202
	副道	第7条	第6条	—	P257～P261
	路肩	第8条	第7条	P7～P12	P203～P215
	停車帯	第9条	第8条	—	P215～P216
	軌道敷	第9条の2	第9条	—	P267～P268
	自転車道	第10条	第10条	—	P220～P238
	自転車歩行者道	第10条の2	第11条(独自基準あり)	P7、歩道整備マニュアル	P220～P238
	幅員構成	歩道	第11条	第12条(独自基準あり)	P7、歩道整備マニュアル
歩行者の滞留の用に供する部分		第11条の2	第13条	—	P238～P240
積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員		第11条の3	第14条	P25～P27	P240～P250
植樹帯		第11条の4	第15条	P15, P16	P251～P257
登坂車線		第21条	第24条	—	P411～P417
車道の屈曲部		第14条	第17条	—	P308～P309
曲線半径		第15条	第18条	—	P309～P320
曲線部の片勾配		第16条	第19条	—	P326～P339
曲線部の車線等の拡幅		第17条	第20条	—	P339～P350
緩和区間		第18条	第21条	—	P350～P365
縦断勾配		第20条	第23条(独自基準あり)	P25	P391～P411
登坂車線		第21条	第24条	—	P411～P417
線形		縦断曲線	第22条	第25条	—
	視距等	第19条	第22条	—	P379～P391
	舗装	第23条	第26条	—	P594～P597
路面構造	横断勾配	第24条	第27条(独自基準あり)	歩道等は、歩道整備マニュアル	P432～P436
	合成勾配	第25条	第28条	—	P436～P440

分類	項目	道路構造令 (県管理国道が対象)	滋賀県道路構造条例 (県道が対象)	ページ		
				近江の 道づくりルール	道路構造令の 解説と運用	
路面構造	排水施設	第26条	第29条	—	P597～P598	
	平面交差又は接続	第27条	第30条	P18～P23	P447～P473	
	交差構造	立体交差	第28条	第31条	—	P492～P566
		鉄道等との平面交差	第29条	第32条	—	P571～P574
	主要構造物	トンネル	第34条	第39条	—	P600～P601
		橋・高架の道路等	第35条	第40条	—	P601～P603
		待避所	第30条	第33条	P24	P605～P606
	構造物・工作物	交通安全施設	第31条	第34条	—	P606～P623
		凸部、狹窄部等	第31条の2	第35条	—	P589～P591
		乗合自動車の停留所等に設ける交通島	第31条の3	第36条	—	P273～P276 P634～P640
自動車駐車場等		第32条	第37条	—	P623～P633	
防雪施設その他の防護施設		第33条	第38条	—	P646～P655	
自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路		第39条	第44条	—	P575～P578	
歩行者専用道路		第40条	第45条	—	P579～P582	
附帯工事等の特例		第36条	第41条	—	P659～P661	
区分が変更される道路の特例		第37条	第42条	—	P661～P662	
小区間改築の場合の特例		第38条	第43条	P18～23	P662～P664	
その他						
専用道路						
特例						

	ページ	
	近江の 道づくりルール	道路構造令の 解説と運用
施設帯(橋梁部・トンネル部)	P13, P14	—
中央分離帯	P17	—
交差点小規模改良	P18～P23	—
1.5車線の道路整備	P24	—
積雪寒冷地域における取扱い	P25	—